

【農業交渉戦略プロジェクト研究】  
特別研究会報告要旨（2005年10月6日）

## 先進諸国の農産物輸出政策の分析と 今後の展望

（九州大学）鈴木 宣弘  
（和光大学）小林 弘明  
伊藤 正人  
空閑 信憲  
福田 竜一

本研究会は、OECD等で議論されている先進諸国の農産物輸出政策にさまざまな角度から焦点を当て分析を行い、今後の農業交渉の行方を展望することを主旨とする。

福田報告「先進諸国の農産物輸出国家貿易企業の現状と論点」では、GATT・WTOにおいて国家貿易企業がどのように扱われ、どのような問題点があるのかを指摘した。特に国家貿易企業のWTOへの通報に関して、市場競争の実態を問題にせず、単に法的な排他的権利の付与等の有無に着目した現在の通報ルールでは、法的な排他的独占権を与えていなくても現実に不完全競争等があり、インプリシットな輸出補助政策となっている場合でも、それを排除できないという点で不十分であることを指摘した。

伊藤報告「農業政策及び農産物貿易に関するWTO紛争処理の動向」では、WTOにおける紛争処理手続きの特徴と、“カナダの小麦”、“カナダの乳製品”、“EUの砂糖”、“アメリカの綿花”のそれぞれ紛争事案に対するWTOのパネルおよび上級委員会の報告から、輸出競争政策の交渉上の論点を浮き彫りにした。農業協定において明確に区分された輸出補助金と国内補助金であるが、カナダの乳製品パネルとEUの砂糖パネルにおいて、国内補助金が輸出補助金と見なされた。アメリカの綿花パネルにおいては輸出信用保証も輸出補助金として見なされた。このようなパネルや上級委の踏み込んだ判定は今後の農業交渉の方向性を先取りする内容であり、交渉の行方に少なからず影響を与える可能性を指摘した。

鈴木報告「WTO・FTAにおける輸出補助金廃止の実効性」では、農業交渉で関税等の輸入アクセスが着実に削減されていく一方で、輸出補助金やその他のインプリシットな輸出競争政策が数多く残されており、アクセス改善とのバランスがとれていないという問題があることを指摘した。急速に締結が進んでいるFTAでは、特にそうした傾向が強く、問題である。事例としてNAFTAにおいて、アメリカの実質的な輸出補助金（ローンレート）が改善されないまま、メキシコの農産物関税が撤廃されたため、メキシコ農業が相当のダメージを受けていること等が指摘された。

小林報告「国内保護が輸出補助に転化する可能性について - EUの砂糖とインドによる主食の公的配給制度 - 」では、WTO農業交渉における、いわゆる3分野（輸入アクセス、国内補助、輸出競争政策）は、本来独立に取り扱うことができない性質であり、輸出補助金は無論であるが、国内保護措置が、時に輸出補助的な役割をインプリシットに果たす可能性について議論した。具体的事例としてEUの砂糖輸出とインドのコメと小麦を取り上げ、その実態にアプローチした。さらにこれら事例だけでなく、その他の主要穀物の輸出国についてもそのような可能性が示唆される。

空閑報告「国家貿易企業等による差別価格制度の貿易歪曲性」では、輸出国家貿易企業が行う価格差別制度が、国内販売での高価格と輸出向け販売の低価格となって、輸出補助金的役割を果たしていることを説明し、具体的に豪州小麦ボードによる、小麦輸出のプレミアムの計測事例と生乳市場における価格差別政策と貿易歪曲性の関係について理論的、実証的に分析した。

（文責 福田竜一）